

Q 3 3. ①人員削減の必要性については、どのようなことを検討する必要がありますか？

①人員削減の必要性は、整理解雇が有効とされる上で必要不可欠の要素であり、他の要素の要求水準を設定する役割も有しています。

裁判所は、人員削減の必要性の有無について詳細に検討しますが、使用者の経営判断を尊重する傾向にあり、明白に人員削減の必要性がない場合を除けば、人員削減の必要性自体は肯定されるのが通常です。

ただし、人員削減の必要性がそれ程高くないにもかかわらず実施された整理解雇は、②解雇回避努力が尽くされていないなどの理由から解雇権の濫用と判断されることが多いため、人員削減の必要性の程度についても慎重に検討した上で、整理解雇に踏み切るかどうかを判断する必要があります。

①人員削減の必要性では、整理解雇の前後で新規採用を行っている事実が問題とされることが多く、整理解雇の有効性を判断する上で不利に斟酌されることがあります。